

令和6年4月30日
宮城県公報第498号別冊1

令和5年度
包括外部監査の結果報告書

道路事業に係る財務事務の執行について

令和6年3月

宮城県包括外部監査人
公認会計士 福士直和

目 次

第1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件	1
3	特定の事件を選定した理由	1
4	外部監査の対象期間	1
5	外部監査の方法	2
	(1) 監査着眼点	2
	(2) 実施した主な監査手続	2
6	外部監査の実施期間	2
7	包括外部監査人補助者の資格及び氏名	2
8	利害関係	2
第2	監査対象の概要	3
1	組織	3
2	歳出決算額の推移	3
第3	外部監査の結果及び意見	4
I	個別検出事項	4
1	事業評価	6
	(1) 費用便益分析の推計と実績	7
	(2) 費用便益分析の精度	9
	(3) 事業効果の検証	12
2	個別施設計画	15
	(1) 診断の判定区分	16
	(2) 補修目標の進捗状況	17
	(3) 措置状況管理の十分性	19
	(4) PDCA 管理の十分性	21
3	契約	23
	(1) 道路照明灯台帳と電力契約の整合性	23
	(2) 1者入札	24
	(3) 予定価格の事前公表	26
4	公有財産管理	28
	(1) 関連台帳間の記録の整合性	29
II	インフラ老朽化対策と県民への説明責任	30
1	宮城県公共施設等総合管理方針	30
2	現状の問題認識	33
3	県が取り組むべき課題	35

添付資料 1. 推進事業一覧シート	38
添付資料 2. 社会資本総合整備計画	39
添付資料 3. 公共施設等総合管理計画	40

報告書中の表は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合等があります。
また、金額の注記がないものについては、税込額を記載しています。

包括外部監査の結果報告書

「道路事業に係る財務事務の執行について」

宮城県包括外部監査人 公認会計士 福士直和

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下同じ。）第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

道路事業に係る財務事務の執行について

監査対象機関は、以下のとおりである。

土木部道路課

3 特定の事件を選定した理由

インフラの老朽化が急速に進展する中、国では「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月）を策定するとともに、平成26年4月、総務省から地方公共団体に対し、「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画にあたるものとして「公共施設等総合管理計画」の策定が要請された。これを受け、宮城県（以下「県」という。）では、平成28年7月に「宮城県公共施設等総合管理方針」を策定し、公共施設等（公用・公共用施設、社会基盤施設）の管理の基本方針を定めるとともに、個別施設に係る長寿命化計画（個別施設計画）の策定を推進し、具体化を図っている。

一方、宮城県公共施設等総合管理方針（平成31年3月一部改訂）では、長寿命化対策等の効果額や進捗管理の評価に資する数値目標が明記されていないが、主要な社会基盤施設である道路においても、「宮城の道づくり基本計画（2021-2030）」で示されているとおり、高度経済成長期に建設され、急速に老朽化が進行している既存施設に加え、震災後に整備された道路施設について、計画的・効率的な管理を充実させていく必要があると考えられる。

よって、道路事業に係る財務事務の執行について、包括外部監査人の立場から検討を加えることは、今後の行政運営にとって有意義と認識し、本年度の包括外部監査の特定の事件として選定した。

4 外部監査の対象期間

令和3年度とするが、必要に応じて過年度及び令和4年度以降の一部についても監査対象に含めている。

5 外部監査の方法

(1) 監査着眼点

- ① 事業評価は適切か
- ② 個別施設計画の策定は適切か
- ③ 工事や委託等の契約は適切か
- ④ 公有財産の管理は適切か

(2) 実施した主な監査手続

実施した主な監査手続は次のとおりである。なお、監査手続の適用に当たっては効率的な監査を実施するという観点から、重要と判断したものに限定し、原則として試査¹により行った。

- ① 予備調査
 - 監査対象業務の関連資料を入手し、分析・質問することにより、当該業務の現状と課題を把握した。
- ② 本監査
 - 予備調査の結果に基づき、「(1) 監査着眼点」について経済性、効率性及び有効性（3E）並びに合規性の観点から検討を行った。検討に際しては、関連資料を閲覧し、必要に応じて関係部署に対する質問を行った。

6 外部監査の実施期間

令和5年4月7日から令和6年3月21日まで

7 包括外部監査人補助者の資格及び氏名

公認会計士
技術士

井口立和
後藤修次

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

¹ 試査とは、特定の監査手続の実施に際して監査対象となる母集団からその一部の項目を抽出し、それに対して監査手続を実施することをいう。

第2 監査対象の概要

1 組織

監査対象機関である土木部道路課の分掌事務と現員は以下のとおりである。

部	課室	分掌事務	現員(名)
土木部	道路課	(1)道路の認定、管理及び保全に関すること。 (2)道路の建設計画に関すること。 (3)道路の新設及び改築に関すること。 (4)道路交通及び軌道の監督に関すること。 (5)市町村道国庫補助事業の指導に関すること。 (6)交通安全施設に関すること。 (7)宮城県道路公社に関すること。	36

出所：分掌事務は行政組織規則（宮城県規則第76号）、現員は道路課作成資料

（注）現員は令和4年3月31日現在を表す。

2 歳出決算額の推移

今回の包括外部監査の対象である土木部道路課に係る歳出決算額の推移は以下のとおりである。
（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	監査対象	備考
報酬	22,610	19,431	16,993		
給料	270,299	283,582	202,740		
職員手当等	229,861	239,220	152,454		
共済費	112,058	114,614	79,027		
賃金	19,188				
報償費	208	64	150		
旅費	6,566	3,711	4,158		
需用費	412,599	590,777	650,073		
役務費	55,297	51,719	48,423		
委託料	12,464,793	12,862,561	11,912,891	●	
使用料及び賃借料	109,202	99,983	85,699		
工事請負費	32,308,418	40,049,006	32,484,199	●	
公有財産購入費	227,548	314,368	139,302		
備品購入費	137,116	50,238	16,350		
負担金、補助金及び交付金	12,662,548	14,143,593	5,700,915	●	主に国直轄道路事業負担金 5,107,121千円 (災害復旧を含む)
補償、補填及び賠償金	1,361,679	1,230,778	914,933		
償還金、利子及び割引料	3,218	90,566	244,080		
公課費	4,700	5,300	4,718		
計	60,407,917	70,149,519	52,657,113		

出所：道路課作成資料

第3 外部監査の結果及び意見

I 個別検出事項

今回の監査の過程で発見された個別検出事項については、「指摘」と「意見」に分けており、以下の判断基準によって区分したものである。

区分	根拠規定	監査上の判断基準
指摘	監査の結果(地方自治法第 252 条の 37 第 5 項)	違法 (法令、条例、規則等の違反) 不当 (違法ではないが、①行為の目的が、その法令等の予定するものとは別のものである ②法令等の運用の仕方が不十分である、又は不適切である ③社会通念上、適切でないもの)
意見	監査の結果に添えて提出する意見 (地方自治法第 252 条の 38 第 2 項)	違法または不当なもの以外で、包括外部監査人が個別検出事項として記載することが適当と判断したもの

個別検出事項を監査着眼点に基づく監査上の論点ごとに整理して記載したのは、今回の監査対象の範囲外においても県が財務事務の点検を行う場合の参考になると判断したことによる。

<指摘及び意見の要約一覧表>

項目	ページ	区分	現状の問題点	解決の方向性
1 事業評価				
(1) 費用便益分析の推計と実績	7	意見	<p>営生スマート IC の費用便益分析における事業費・交通量推計と実績を比較し、合理的説明が可能といえるか疑問である。</p>	<p>概略設計において工事費見積り変動リスクを十分に考慮のうえ、費用便益分析上の事業費を推計する。また、費用便益分析に際して、必要に応じて感度分析を実施する。</p>
(2) 費用便益分析の精度	9	意見	<p>以下の点を考慮すると、(仮称)栗原 IC の費用便益分析の精度が十分といえるか疑問である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 計画交通量はみやぎ県北高速幹線道路整備後の計画交通量を前提とした推計であり、みやぎ県北高速幹線道路の交通量調査結果と比較すると、計画交通量を下回っている整備区間が多いこと ▶ 感度分析の影響要因のうち、事業費及び事業期間について、感度分析の変動幅と直近の状況の乖離が大きいこと 	<p>費用便益分析データの事後検証を行い、費用便益分析の精度向上を図る。</p>
(3) 事業効果の検証	12	指摘	<p>県が作成した社会資本整備総合交付金チェックシートにおいて「十分な事業効果が確認されている」と記載があるものの、当該社会資本整備総合計画の事前評価が未実施の事業箇所が検出された。</p>	<p>事業主体が県以外であっても、全体事業費が多額の事業箇所については事業主体が実施した事前評価の根拠を確認のうえ、社会資本整備総合交付金チェックシートを作成する。</p>

項目	ページ	区分	現状の問題点	解決の方向性
2 個別施設計画				
(1) 診断の判定区分	16	指摘	宮城県橋梁個別施設計画において、1 巡目点検に係る診断の判定区分等に記載誤りのある対象施設が検出された。	個別施設計画上の記載誤りは適時に修正更新する。
(2) 補修目標の進捗状況	17	意見	宮城県第3次橋梁長寿命化計画に掲げられている中期目標「令和10年度までに予防保全型の維持管理へ移行」（判定区分Ⅱ以上を保持する）の進捗遅延が懸念される。	直近の点検、診断、修繕措置の状況を踏まえ、補修目標の達成状況や今後の見通しを検証のうえ、次期計画である宮城県第4次橋梁長寿命化計画（令和6年3月改定予定）の補修目標の設定に反映させる。
(3) 措置状況管理の十分性	19	指摘	現行の舗装管理データベースによる管理は舗装マネジメント計画に沿ったものとは認められず、措置状況の管理として不十分である。	道路舗装は橋梁やトンネル等の他施設と比較すると損傷の進行速度が早く、路面性状は年々低下する点を考慮し、舗装マネジメント計画に沿った舗装管理データベースの管理に移行する。
(4) PDCA 管理の十分性	21	意見	以下の点を考慮すると、個別施設計画における評価や改善が十分に行われているといえるか疑問である。 ▶ 舗装マネジメント計画については、個別施設計画の改定が適時になされておらず、改善計画が不明確であること ▶ 宮城県第3次橋梁長寿命化計画における見積補修費が改定前比で75%増になっているが、その主要因が不明確であること	個別施設計画の適時更新と内容の充実化を図る。
3 契約				
(1) 道路照明灯台帳と電力契約の整合性	23	意見	道路照明灯に係る電力契約の点検結果の記録が保管されていないため、現存しない道路照明灯に係る電力料支出が生じている懸念はないといえるか疑問である。	現存しない道路照明灯に係る電力料支出がないことを確認できるよう、道路照明灯台帳と電力契約の整合性に関する点検結果記録を保管する。
(2) 1者入札	24	意見	委託契約の一般競争入札において1者入札が散見される。毎年、1者入札が継続している事案も見受けられるため、入札参加資格条件としてあえて地域要件を設定する必要があるといえるか疑問である。	入札の結果、1者入札となった場合は地域要件や地域維持型契約方式（複数年契約、一括発注、共同受注）の拡大を検討し、入札の競争性を確保する。
(3) 予定価格の事前公表	26	意見	委託契約の一般競争入札において、落札率98%以上の事案が少なからず発生しているため、入札価格の高止まりという予定価格の事前公表による弊害が生じていないか懸念される。	委託契約の一般競争入札において予定価格の事前公表による弊害が生じていないか検証する。予定価格の事前公表による弊害が認められる場合、予定価格の事後公表に見直す。

項目	ページ	区分	現状の問題点	解決の方向性
4 公有財産管理				
(1) 関連台帳間の記録の整合性	29	指摘	固定資産台帳と道路台帳の道路延長 m の差異内容が不明である。関連台帳の記録の正確性が確保されているといえるか疑問である。	関連台帳間の記録の照合を定期的に行い、台帳間の差異内容を適時に把握することにより、台帳記録の正確性を検証する。

1 事業評価

県が実施している行政評価は、評価対象（政策、施策、事業）、評価時点（事前、事中、事後）に応じ、以下の4つの個別評価で構成される。

名称	主たる目的	対象	道路事業に係るもの（令和3年度）
政策評価	政策の成果の評価、課題等の検証	「新・宮城の将来ビジョン」で定めた政策及び同政策を構成する施策	下表に係る政策評価シート
施策評価	施策の成果の評価、課題等の検証	「新・宮城の将来ビジョン」で定めた施策及び同施策を構成する事業	下表に係る施策評価シート 添付資料1. 推進事業一覧シート
大規模事業評価	大規模事業の事業推進の妥当性の判定	事業費100億円以上の公共事業 事業費30億円以上の施設整備事業 (老朽化に伴う改築事業等であって一定の要件を満たすものを除く。)	該当なし
公共事業再評価	実施中の公共事業の継続の妥当性の判定	着手から一定期間を経過した公共事業	該当なし

道路事業に関連する政策評価・施策評価は以下のとおりである。

政策推進の基本方向	政策番号・政策名	施策番号・施策名	道路事業に関連する目標指標（令和3年度実績）
富県宮城を支える県内産業の持続的な成長促進	2 産業人材の育成と産業基盤の活用によって持続的な成長の基礎をつくる	5 時代に対応した宮城・東北の価値を高める産業基盤の整備・活用	スマートインターチェンジ等の設置数（7箇所）
強靱で自然と調和した県土づくり	8 世代を超えて安全で信頼のある強くしなやかな県土をつくる	17 大規模化・多様化する災害への対策の強化	緊急輸送道路の橋梁耐震化率（71.0%）
		18 生活を支える社会資本の整備・維持・管理体制の充実	橋梁の長寿命化対策率（18.0%）

出所：令和4年度政策評価・施策評価基本票をもとに包括外部監査人が作成

また、県では社会資本総合整備計画において事前評価を実施している。道路事業に関連する社会資本総合整備計画は「添付資料2. 社会資本総合整備計画」を参照されたい。

(1)費用便益分析の推計と実績

社会資本総合整備計画「16 宮城県内の IC アクセス・駅・医療機関・工業団地等へのアクセス強化を図ることにより安全・安心な生活環境を支える社会資本整備（社総交）」の事業箇所の一つである菅生スマートインターチェンジ（以下「菅生スマート IC」という。）の事業概要は以下のとおりである。

事業者	宮城県
要素となる事業名（事業箇所）	16-A-11 （主）仙台村田線・菅生スマート IC
事業内容（延長・面積等）	スマート IC L=0.9km
事業実施期間	平成 29 年度
全体事業費	1,000 百万円
費用便益比	1.1

出所：社会資本総合整備計画

菅生スマート IC に係る費用便益比の内訳は以下のとおりである。

費用	事業費	37 億円	(C)
	維持管理費	22 億円	
	基準年における現在価値	43 億円	
便益	計画交通量	840 台/日	単年便益（初年便益）
	走行時間短縮便益	2 億円	
	走行経費減少便益	0.2 億円	
	交通事故減少便益	0.1 億円	
	基準年における現在価値	47 億円	
費用便益比		1.1	B/C

出所：道路課作成資料

このうち、便益の算定基礎となる「総走行台キロの年次別伸び率」や「走行時間短縮便益」の年次別推計は以下のとおりである。

年次	年度	総走行台キロの年次別伸び率	走行時間短縮便益（億円）
供用開始年次	H35	0.99453	2.28
1 年目	H36	0.99450	2.27
2 年目	H37	0.99447	2.26
3 年目	H38	0.99444	2.25
4 年目	H39	0.99441	2.24
5 年目	H40	0.99438	2.23
6 年目	H41	0.99434	2.22
7 年目	H42	0.99431	2.21
8 年目	H43	0.99298	2.20
9 年目	H44	0.99293	2.19
10 年目	H45	0.99288	2.18
11～20 年目	H46～55	0.99283～0.99234	2.17～2.08
21～30 年目	H56～65	0.99228～0.99170	2.07～1.98
31～40 年目	H66～75	0.99163～0.99095	1.97～1.88
41～49 年目	H76～85	0.99087～0.99015	1.87～1.79

出所：便益の現在価値算定表（道路課資料）をもとに包括外部監査人が作成

一方、菅生スマート IC は令和 5 年 3 月 25 日に供用開始したが、事業費及び交通量の実績は以下のとおりである。

	推計（費用便益分析）	実績	備考
事業費	37 億円	47 億円	
日平均交通量	840 台/日	840 台/日	令和 5 年 4～11 月の平均値

出所：道路課作成資料

【現状の問題点（意見）】

菅生スマート IC の費用便益分析における推計と実績の乖離が問題となる。

この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- 菅生スマート IC の事業費増加については、早期の事業着手を目指していたことから、事業化前により精度の高い設計内容に関する事前協議を実施することは難しく、また、事業採択前で予算も限られていたことから、調査・設計も必要最小限の内容とせざるを得ず、やむを得ないものと考えている。今後、事業化を検討中の事業においては、事前に関係する機関に専門的な技術に関するヒアリングを行い、工法選定を行うほか、これまでの工事実績を踏まえたリスク額を見込むなど、より精度の高い事業費算出に取り組んでいく。
- 菅生スマート IC の効果については、交通量のみではなく、SUGO を活用した地域振興、観光客増加による地域活性化、村田町菅生地域から第三次救急医療施設（仙台市立病院）への短時間で安定した搬送、山形県方面から仙台空港へのアクセスルートが形成され、空港の利便性が向上するなどの効果もある。一方、計画交通量 840 台/日は令和 12 年時点の（年間の平均的な 1 日の）交通量であり、今後、企業立地や土地利用の変化、菅生 SIC の認知度向上等により増加する要素もある。今後も、交通量の推移に注視するとともに、村田町等と連携し、利用促進に取り組んでいく。

しかし、以下の点を考慮すると、費用便益分析における事業費・交通量推計と実績を比較し、合理的説明が可能といえるか疑問である。

- 菅生スマート IC 整備事業の工事委託先である東日本高速道路㈱は概略設計から特命随意契約により実施している。工事現場が谷地形なのであるから、工事費見積り変動リスクを十分に考慮していたといえるか疑問であること
- 供用開始から 1 年経過しておらず、年間の平均的な交通量実績が判明しないものの、便益の算定基礎となる「総走行台キロの年次別伸び率」が減少推移の推計であるため、計画交通量（令和 12 年時点）が現在の交通量実績を下回ることも考えられること

【解決の方向性】

概略設計において工事費見積り変動リスクを十分に考慮のうえ、費用便益分析上の事業費を推計する。

また、費用便益分析に際して、必要に応じて感度分析を実施する。

(3) 感度分析の実施

費用便益分析に際しては、感度分析を実施する。感度分析の実施及び分析結果の蓄積を通じ、事前に事業をとりまく不確実性を的確に認識し、適切な事業の執行管理や効率性低下等への対応策の実施などを適時的確に講じることにより、事業の効率性の維持向上を図る。

感度分析においては、費用便益分析の結果に影響を及ぼす要因について、その要因が変動した場合に費用便益分析結果に及ぼす影響を把握する。

この場合の影響要因は、費用便益分析結果に及ぼす影響の大きさを考慮して設定する。

影響要因としては、GDP や人口を設定する場合から、原単位を変動要因とする場合まで想定されるが、わかり易さを考慮すれば、次に示す3要因が基本となると考えられる。なお、この他にも事業の特性等を考慮し、事業の不確実性を的確に反映できる影響要因を設定することが重要である。

- 交通量
- 事業費
- 事業期間

また、影響要因の変動幅については、その要因の不確実性の度合いを考慮して設定する。なお、データの蓄積が不十分な影響要因については、基本ケース値の±10%を変動幅としてもよい。この場合、費用便益分析結果の変動幅は、あくまでも影響要因の変動が費用便益分析結果に与える感度を見るためのものであり、不確実性の度合いを反映したものではないことに留意する必要がある。

出所：費用便益分析マニュアル（令和4年2月 国土交通省道路局都市局）

(2) 費用便益分析の精度

社会資本総合整備計画「16 宮城県内の IC アクセス・駅・医療機関・工業団地等へのアクセス強化を図ることにより安全・安心な生活環境を支える社会資本整備（社総交）」の事業箇所1つである（仮称）栗原インターチェンジ（以下「（仮称）栗原 IC」という。）の事業概要は以下のとおりである。

事業者	宮城県
要素となる事業名（事業箇所）	16-A-12 （主）築館登米線・栗原 IC
事業内容（延長・面積等）	IC L=2.2km
事業実施期間	平成30年度～令和3年度
全体事業費	5,100百万円
費用便益比	1.2

出所：社会資本総合整備計画

(仮称) 栗原 IC に係る費用便益比の内訳は以下のとおりである。

費用	事業費	48 億円	(C)
	維持管理費	59 億円	
	基準年における現在価値	56 億円	
便益	計画交通量	3,300 台/日	単年便益 (初年便益)
	走行時間短縮便益	3.5 億円	
	走行経費減少便益	0.9 億円	
	交通事故減少便益	0.3 億円	
	基準年における現在価値	67 億円	
費用便益比		1.2	B/C

出所：道路課作成資料

みやぎ県北高速幹線道路の計画交通量と交通量調査結果を比較すると以下のとおりである。

整備区間	事業期間	計画交通量	交通量調査結果
IV期 (R4 号～築館東 IC)	H25～30 (R1. 6. 9 開通)	10,000	3,345
(仮称) 栗原 IC	H30～R7	3,300	
I 期 (築館東 IC～伊豆沼 IC)	H7～23 (H23. 11. 24 開通)	10,200	6,839
I 期 (伊豆沼 IC～若柳南 IC)			7,922
I 期 (若柳南 IC～北方交差点)			7,217
(現道区間)			13,980
III期 (佐沼北交差点～佐沼 IC)	H25～R4 (R3. 12. 17 開通)	7,200	5,670
II 期 (佐沼 IC～中田 IC)	H23～29 (H30. 12. 25 開通)	9,900～	9,843
II 期 (中田 IC～登米中田交差点)		10,800	9,582

出所：道路課作成資料

(注) 交通量調査結果は令和 4 年 11 月実施分を表す。

また、感度分析の結果と直近の状況を比較すると以下のとおりである。

影響要因	感度分析の結果 (a)	直近の状況 (b)	変動幅 ((b-a)/a)
交通量	B/C=1.1～1.3 (交通量 3,300 台/日 ±10%)	3,800 台/日 (令和 22 年推定)	+15%
事業費	B/C=1.1～1.3 (事業費 51 億円 ±10%)	98 億円	+92%
事業期間	B/C=1.1～1.3 (事業期間 7 年 ±20%)	11 年 (令和 11 年度 完成予定)	+57%

出所：道路課作成資料をもとに包括外部監査人が作成

(注) 「直近の状況」は再評価調書 (令和 5 年 11 月 22 日) によるものを表す。

【現状の問題点（意見）】

現在事業中である「（仮称）栗原 IC」の費用便益分析における計画交通量や感度分析の変動幅の精度が問題となる。

この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- みやぎ県北高速幹線道路の交通量は現在整備中の（仮称）栗原 IC や国道 4 号バイパスの供用後に増加することが見込まれるため、計画交通量（令和 12 年推定 3,300 台/日）の蓋然性は高いと評価している。
- 感度分析の変動幅は費用便益分析マニュアル(国土交通省)に定める基本ケース値(±10%)を基礎としつつ、事業用地買収が遅延するリスクを考慮し事業期間のみ基本ケース値の 2 倍（±20%）と設定したものであり、感度分析の変動幅として妥当なものである。

しかし、以下の点を考慮すると、費用便益分析の精度が十分といえるか疑問である。

- （仮称）栗原 IC の計画交通量はみやぎ県北高速幹線道路整備後の計画交通量 10,500 台/日を前提とした推計であり、みやぎ県北高速幹線道路の交通量調査結果（令和 4 年 11 月実施分）と比較すると、計画交通量を下回っている整備区間が多いこと
- 感度分析の影響要因のうち、事業費及び事業期間について、感度分析の変動幅と直近の状況の乖離が大きいこと

【解決の方向性】

費用便益分析データの事後検証を行い、費用便益分析の精度向上を図る。

第 8 節 データ及び分析結果等の公開、蓄積

- 事業評価にあたっては、費用便益分析の算定に係る条件設定やデータ等に関する情報を分かりやすい形で公表するものとする。
- 感度分析や、費用便益分析の精度の向上や手法の高度化を図るとともに、事業評価の信頼性をより一層向上させるために、社会経済データや事後評価などの事業評価結果、あるいは経験的な知見等の収集・蓄積・分析を行い、適宜、見直しを図る。
- これらのデータや知見等のデータベース化を漸次図っていく。

（データ等公開の必要性）

- ・ 事業評価の信頼性及び透明性を向上させるため、便益の算定に際して需要予測を行う場合、需要予測の手法、入力するデータの時点・作成主体を公表する等、費用便益分析の算定に係る条件設定やデータ等に関する情報を分かりやすい形で公表する必要がある。

（データ等蓄積の必要性）

- ・ 感度分析における影響要因の設定や変動幅の設定、影響要因間の関係分析などを適切に実施するためには、社会経済データや事後評価などの事業評価結果、あるいは経験的な知見等を収集・蓄積・分析し、適宜、見直しを図る必要がある。
- ・ 特に、上位ケース・下位ケース分析を実施する上では、データや分析結果の蓄積が不可欠である。
- ・ また、費用便益分析の精度の向上や手法の高度化を図るとともに、事業評価の信頼性をより一層向上させる上でも、このようなデータや知見等の収集・蓄積・分析およびこれらのデータベース化を漸次図っていく必要がある。

出所：「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針（共通編）」（令和5年9月 国土交通省）

(3)事業効果の検証

社会資本総合整備計画「12 東日本大震災からの復興に向けた社会資本整備（復興基本方針関連（復興））」の主要な事業箇所は以下のとおりである。

番号	交付対象	事業箇所	事業内容	事業実施期間（年度）	全体事業費（百万円）
12-A-11	県	(一) 石巻女川線・浦宿工区	バイパス L=1.1km	H28～R2	7,095
12-A-13	県	(一) 大島波板線・大島工区	バイパス L=3.6km	H28～R1	7,753
12-A-44	県	(主) 亘理大河原川崎線他・東根橋他 35 橋	橋梁耐震	H28～R2	10,273
12-A-51	県	(主) 岩沼蔵王・大師姥ヶ懐工区	バイパス L=3.7km	H28～R1	5,293
12-A-76	石巻市	(他) 門脇町三・四丁目 1 号線	橋梁整備 L=0.94km	H28～R2	8,254
12-A-97	石巻市	(仮) 釜大街道線	バイパス L=1.77km	H28～R2	7,223
		その他 44 事業			67,537
道路事業合計					113,428

出所：社会資本総合整備計画（社会資本整備総合交付金）（復興枠）

(注) 道路事業のうち、全体事業費 50 億円以上の事業箇所を個別に記載しており、効果促進事業（全体事業費 171 百万円）を除く。

当該計画の事業主体は県の他、県内 8 市町で構成されるが、事業効果の確認を含めて計画の事前評価がなされている。

社会資本整備総合交付金チェックシート

(活力創出基盤整備)

計画の名称

12 東日本大震災からの復興に向けた社会資本整備
(復興基本方針関連(復興))

事業主体名

1 県8市町(宮城県, 名取市, 山元町, 多賀城市,
松島町, 石巻市, 東松島市, 気仙沼市, 南三陸町)

チェック欄

I. 目標の妥当性	
①基本方針・上位計画等との適合等	
1)基本方針と適合している。	○
2)上位計画等と整合性が確保されている。	○
<small>(該当するものに○)</small>	
<small>1 国土形成計画全国計画 2 国土形成計画広域地方計画、北海道総合開発計画又は沖縄振興計画 3 社会資本整備重点計画 4 環境基本計画 ⑤その他(以下の空欄に計画名を記載) 宮城県社会資本再生・復興計画(平成23年10月策定)ほか</small>	
②目標と広域的特定活動及び拠点施設との関係	
1)広域的特定活動により、目標達成の可能性が高い。	—
2)広域的特定活動の拠点としての拠点施設の位置づけが妥当である。	—
II. 計画の効果・効率性	
③目標と事業内容の整合性等	
1)目標と指標・数値目標の整合性が確保されている。	○
2)指標・数値目標と事業内容の整合性が確保されている。	○
3)指標・数値目標が分かりやすいものとなっている。	○
4)拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業の一体性が確保されている。	—
5)地域資源の活用はハードとソフトの連携等を図る計画である。	—
④事業の効果	
1)十分な事業効果が確認されている。	○
2)他の事業との連携等による相乗効果・波及効果が得られるものとなっている。	○
III. 計画の実現可能性	
⑤計画の具体性	
1)拠点施設で広域的特定活動が実施される見込みが高い。	○
2)拠点施設整備を新たに行う場合、その蓋然性が高い。	—
⑥円滑な事業執行の環境	
1)民間事業者等の多様な主体との連携が図られている。	○
2)事業実施のための環境整備が図られている。	○

出所：社会資本整備総合交付金チェックシート（県作成資料）

社会資本総合整備計画における事前評価について、以下の説明がなされている。

3. 事前評価について
◇「整備計画」の作成に当たっては、国土交通大臣への提出前に、次に掲げるとおり、目標の妥当性、整備計画の効果・効率性、整備計画の実現可能性について、自主的・主体的に検証を行って下さい。例えば、以下のような内容を整備計画作成段階で検証いただく予定です。

①目標の妥当性

- ・ 上位計画等との整合性
- ・ 地域の課題への対応（地域の課題と整備計画の目標の適合性）

②整備計画の効果・効率性

- ・ 整備計画の目標と定量的指標の整合性
- ・ 定量的指標の明瞭性
- ・ 目標と事業内容の整合性
- ・ 事業の効果（要素事業の相乗効果等）の見込みの妥当性

③整備計画の実現可能性

- ・ 円滑な事業執行の環境（事業熟度、住民等の合意形成を踏まえた事業実施の確実性）
- ・ 地元の機運（住民、民間等の活動・関連事業との連携等による事業効果発現の確実性）

出所：「（補足資料）新たに社会資本総合整備計画（仮称）を作成・提出する際の留意点」（国土交通省）

今回の包括外部監査では、当該整備計画の中から全体事業費上位 1 件の事業箇所をサンプル抽出し、事業効果の確認状況を検討した。サンプル抽出した事業箇所に係る事業概要は以下のとおりである。

交付対象	石巻市
要素となる事業名（事業箇所）	（他）門脇町三・四丁目 1 号線
事業内容（延長・面積等）	橋梁整備 L=0.94km
事業実施期間	平成 28 年度～令和 2 年度
全体事業費	8,254 百万円

出所：社会資本総合整備計画

県の説明によると、当該事業箇所は石巻かわみなど大橋（令和 4 年 3 月供用開始）の整備事業であるが、事業主体である石巻市では当該事業箇所に係る個別の事業評価は実施していない、とのことである。

【現状の問題点（指摘）】

サンプル抽出した事業箇所に係る事前評価が未実施のため、事業効果の確認の十分性が問題となる。

この点につき、県の説明によると、当該整備計画は当初の計画期間から 2 年遅れ、令和 4 年度に事業完了したことから、令和 5 年度中に事後評価を取りまとめる予定である、とのことである。

しかし、県が作成した社会資本整備総合交付金チェックシートにおいて「十分な事業効果が確認されている」と記載があるため、当該社会資本総合整備計画の事前評価が十分になされていたといえるか疑問である。

【解決の方向性】

事業主体が県以外であっても、全体事業費が多額の事業箇所については事業主体が実施した事前評価の根拠を確認のうえ、社会資本整備総合交付金チェックシートを作成する。

2 個別施設計画

県は平成 28 年 7 月に「宮城県公共施設等総合管理方針」を策定している。

本県では、戦後の復興期から高度経済成長期にかけ、急激な人口増や経済成長に伴う行政ニーズに対応するため、集中的に公共施設等（公用・公共用施設，社会基盤施設）を整備し，県民の利便性の向上等に努めてきました。

しかし，その後の社会の成熟化による行政ニーズの変化や県に求められる役割の変化等により，それら施設のあるべき姿にも変化が生じ，また今後の少子高齢化や人口減少の進行に伴い，公共施設等の利用需要の変化も予想されるところです。

さらに，施設は順次老朽化が進み，今後，多くが改修や更新の時期を迎えることから，本県の財政運営にも影響を及ぼすことが懸念され，計画的な管理が必要となります。

国においては，「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において，「インフラの老朽化が急速に進展する中，『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である」とされ，「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において，「国，自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画(行動計画)を策定する」ことが決定され，平成 25 年 11 月には，「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」に基づき，「インフラ長寿命化基本計画」が策定されるとともに，地方公共団体においてもインフラ長寿命化計画(行動計画)・個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)を策定することとされました。

これを受け，平成 26 年 4 月，総務省から地方公共団体に対し，「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画にあたるものとして「公共施設等総合管理計画」の策定が要請されました。

公共施設等の管理に関し，これまで本県では，一定規模以上の県有建築物に関する保全点検の実施や合同庁舎等の中・長期保全計画の策定，公共土木施設の維持管理・修繕に係る「みやぎ型ストックマネジメント・ガイドライン」の策定など，個別施設分野において施設の長寿命化等の取組みを進めてきたところですが，今般，こうした取組みも踏まえつつ，本県の所有管理する公共施設等の現状及び公共施設等を取り巻く将来見通しを基に，長期的・総合的な視点に立ち，今後 10 年間における公共施設等の管理の基本方針を定めました。

この方針は，上述のインフラ長寿命化基本計画(行動計画)及び公共施設等総合管理計画にあたるとともに，今後，この方針に基づき，個別施設に係る長寿命化計画(個別施設計画)を策定し，具体化を図っていきます。

出所：宮城県公共施設等総合管理方針（令和 4 年 11 月一部改訂 宮城県）

このうち、社会基盤施設としての道路の管理に関する基本的な考え方については「添付資料 3. 公共施設等総合管理計画」を参照されたい。

また、道路事業に係る個別施設計画は以下のとおりである。

道路の分類	個別施設計画の名称	策定期期
道路（舗装）	舗装マネジメント計画	平成 30 年 3 月
トンネル	宮城県道路トンネル長寿命化計画（案）	令和 4 年 9 月
橋梁	宮城県第 3 次橋梁長寿命化計画	平成 31 年 3 月
橋梁（横断歩道橋）	宮城県第 2 次横断歩道橋長寿命化計画	令和 4 年 3 月

出所：道路課作成資料

(1) 診断の判定区分

平成 26 年の道路法施行規則の改正に伴い、5 年に 1 回の頻度で近接目視により道路施設の定期点検を行うことが義務化され、県でも近接目視による橋梁定期点検を実施している。橋梁定期点検結果をもとに判定区分Ⅰ～Ⅳの 4 段階評価が行われているが、県管理橋梁の健全性診断結果は以下のとおりである。

判定区分	定義	橋梁数
Ⅳ（緊急措置段階）	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態	0
Ⅲ（早期措置段階）	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態	374
Ⅱ（予防保全段階）	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態	1, 145
Ⅰ（健全）	構造物の機能に支障が生じていない状態	270
	計	1, 789

出所：宮城県第 3 次橋梁長寿命化計画（平成 31 年 3 月 宮城県）

（注）道路橋定期点検要領（平成 26 年 6 月 国土交通省）に基づく健全度を表す。

宮城県橋梁個別施設計画において、修繕措置がないにも関わらず診断の判定区分が改善している対象施設が検出された。

対象施設	建設年次（年）	橋長（m）	1 巡目		2 巡目		1 巡目修繕時期	主な修繕内容	修繕費用（百万円）
			年度	判定	年度	判定			
鳴子大橋	1937	141.0	2015	Ⅲ	2020	Ⅱ	2024 以降	断面補修	185.0

出所：宮城県橋梁個別施設計画（令和 5 年 3 月 31 日現在）

【現状の問題点（指摘）】

修繕措置がないにも関わらず診断の判定区分が改善している対象施設が検出されたため、診断の判定区分の適切性が問題となる。

この点に関する県の説明は以下のとおりであり、当該事案は個別施設計画上の記載誤りである、とのことである。

- 1 巡目点検に係る診断の判定区分は「Ⅲ」ではなく、「Ⅱ」である
- 「1 巡目修繕時期」「主な修繕内容」「修繕費用」の記載事項は削除もれであり、個別施設計画において予定している修繕計画はない

1 巡目の点検、診断は平成 27 年度に実施しているのであるから、長期にわたり個別施設計画の記載誤りが未修正になっているのは不適切である。

【解決の方向性】

個別施設計画上の記載誤りは適時に修正更新する。

(2)補修目標の進捗状況

県管理橋梁の老朽化が急速に進展することが見込まれている。

	平成 31 年 3 月	令和 11 年 3 月	令和 21 年 3 月
50 年経過橋梁	690 橋	1,037 橋	1,334 橋
県管理橋梁 (1,789 橋) に占める割合	39%	58%	75%

出所：「宮城県第 3 次橋梁長寿命化計画（平成 30 年度改定）」（平成 31 年 3 月 宮城県）をもとに包括外部監査人が作成

橋梁に係る現行の長寿命化計画では、見積修繕費が改定前比で 75%増加している。

	第 2 次長寿命化計画（平成 26 年度改定）	第 3 次長寿命化計画（平成 30 年度改定）
管理橋梁	1,756 橋	1,789 橋
計画期間	10 年（平成 27～令和 6 年度）	10 年（平成 31～令和 10 年度）
対象橋梁	220 橋	510 橋
計画投資額（補修費）	120 億円	210 億円
見積補修費（年額）	12 億円	21 億円（改定前比 75%増）

出所：「宮城県第 3 次橋梁長寿命化計画（平成 30 年度改定）」（平成 31 年 3 月 宮城県）をもとに包括外部監査人が作成

橋梁に係る現行の長寿命化計画では、以下の補修目標が設定されている。

■補修目標の設定

今後の維持管理計画を策定するにあたり、補修目標を以下のとおり設定しました。

短期目標（5 年）

構造物の機能に支障が生じる可能性が高い判定区分Ⅲの上部工の補修を完了

中期目標（10 年）

判定区分Ⅲと診断した橋梁の補修を完了し、予防保全型の維持管理へ移行
（判定区分Ⅱ以上を保持する）

※補修の優先度: 構造物の機能に支障が生じる可能性が高い上部工の補修を優先するとともに、緊急輸送道路等、路線の重要度も考慮。

出所：「宮城県第 3 次橋梁長寿命化計画（平成 30 年度改定）」（平成 31 年 3 月 宮城県）

一方、上記補修目標に係る進捗状況は以下のとおりである。

	対象施設数	左記のうち完了施設数	
		令和4年度末	令和5年度末（見込）
判定区分Ⅲの上部工補修 （短期目標 ～令和5年度）	181 橋	94 橋（52%）	118 橋（65%）
判定区分Ⅲの橋梁補修 （中期目標 ～令和10年度）	340 橋	158 橋（46%）	236 橋（69%）

出所：道路課作成資料

また、橋梁の判定区分の状況を1巡目と2巡目の推移で示すと以下のとおりである。

（単位：橋梁数）

判定区分	1 巡目	2 巡目	左記のうち1巡目の判定区分			
			I	II	III	新規
I 健全	270	133	62	21	16	34
II 予防保全段階	1,145	907	150	639	86	32
III 早期措置段階（A）	374	391	15	184	189	3
IV 緊急措置段階	—	—	—	—	—	—
計（B）	1,789	1,431	227	844	291	69

出所：道路課作成資料（令和5年3月31日現在）

（注）1巡目（平成26～30年度）は5年間、2巡目（令和元年度～5年度）は令和4年度までの4年間の判定結果を表す。

【現状の問題点（意見）】

以下の状況から、補修目標の進捗評価が問題となる。

- 短期目標（令和5年度までに、判定区分Ⅲの上部工補修対象施設181橋の補修完了）について、令和5年度末までの完了見込が118橋（目標の65%）であり、進捗遅延が見込まれること
- 判定区分Ⅲ（早期措置段階）の増加に伴い、修繕対象橋梁の増加が見込まれること

この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- 計画期間前半の着工遅れの影響により、令和5年度までに短期目標の達成は厳しいものの、中期目標（令和10年度までに予防保全型の維持管理へ移行）の進捗見通しに問題はない。
- 2巡目の点検結果により全体に占めるⅢの割合が増加した要因は、主に診断判定の厳格化に伴うものであり、橋梁の劣化の実態が大きく進展したものではないため、第4次長寿命化計画（令和6年3月改定予定）の計画投資額（補修費）の見積りへの大きな影響はない見込である。

しかし、以下の点を考慮すると、「令和10年度までに予防保全型の維持管理へ移行」（判定区分Ⅱ以上を保持する）という中期目標の進捗遅延が懸念される。

- 1巡目、2巡目ともⅢ判定の橋梁109橋の多くが、修繕未措置のまま2巡目の点検を実施していること
- 完成後50年以上経過する橋梁の増加に伴い、修繕措置を要する対象施設の増加傾向が見込まれること

【解決の方向性】

直近の点検、診断、修繕措置の状況を踏まえ、補修目標の達成状況や今後の見通しを検証のうえ、次期計画である宮城県第4次橋梁長寿命化計画（令和6年3月改定予定）の補修目標の設定に反映させる。

(3) 措置状況管理の十分性

県は管理する道路（舗装）の効率的・効果的な維持管理を図るため、舗装マネジメント計画を作成している。

1. 背景

宮城県は、約2,700kmの道路を管理しておりそのうち、アスファルト舗装の延長は約2,600kmですが、アスファルト舗装は時間や車両の通行とともに劣化が進行するものであり、特に平成23年3月の東日本大震災以降は、沿岸被災地への復興車両による舗装の損傷が県内の広範囲で顕著となっています。

舗装の役割を果たし続けるには、限られた予算で効率的・効果的な維持管理を行って行くことが必要なので、道路の安全性を確保した上で、長期的なコスト削減を図るため、舗装マネジメント計画を作成しました。

出所：舗装マネジメント計画（平成30年3月 宮城県）

舗装マネジメント計画では、管理道路を総交通量、大型車交通量、地域区分により、1～Vの5つにグループ分けを行い、各々のグループの管理水準をMCI（維持管理指数）で規定することで、道路特性に応じた管理を行うこととされている。

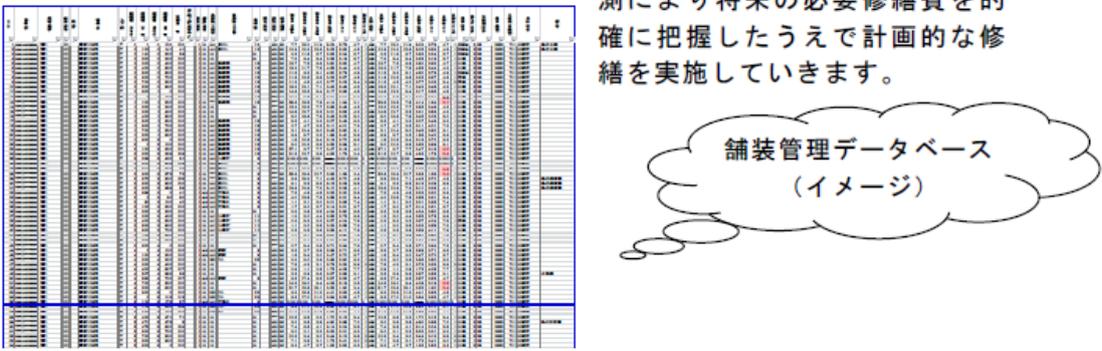
グループ	管理水準 MCI	延長 (km)
I	4.5	109.7
II	4.0	220.8
III	3.5	964.5
IV	3.0	832.4
V	3.0	508.7
計		2,636.1

出所：舗装マネジメント計画（平成30年3月 宮城県）

（注）MCI（維持管理指数）は道路管理者の立場からみた舗装の維持修繕の要否を判断する評価値であり、ひび割れ率、わだち掘れ深さ及び平坦性から求められる。

また、県が管理する道路（舗装）は、路面性状調査結果及び舗装修繕履歴を舗装管理データベースにより管理することとされている。

(5) 舗装管理データベースによる管理
 路面性状調査結果および舗装修繕履歴をデータベースにより管理し、劣化予測により将来の必要修繕費を的確に把握したうえで計画的な修繕を実施していきます。



舗装管理データベース
(イメージ)

出所：舗装マネジメント計画（平成 30 年 3 月 宮城県）

一方、舗装管理データベースによる管理記録の状況（令和 4 年度末現在）は以下のとおりである。

（単位：km）

路線区分	MCI				合計
	5.0 以上	4.0 以上～5.0 未満	3.0 以上～4.0 未満	3.0 未満	
国道	413.3	109.7	50.7	24.3	598.0
主要地方道	722.7	169.6	91.0	42.9	1,026.1
一般県道	655.0	137.2	82.6	72.1	946.9
合計	1,791.1	416.5	224.3	139.2	2,571.1
割合	69.7%	16.2%	8.7%	5.4%	100%

出所：道路課作成資料

【現状の問題点（指摘）】

舗装管理データベースによる管理状況について、舗装マネジメント計画への準拠性が問題となる。

この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- 現在、新技術による路面性状の実証実験を行っており、路面性状調査手法の移行期間であり、暫定措置として、令和 2 年度の路面性状調査の結果をもとに修繕を行っている。
- 舗装管理データベースにおいて、時間経過とともに劣化する路面の状態は未反映であり、令和 6 年度から新技術を活用し、修繕措置率の把握を行っていく予定である。

現行の舗装管理データベースによる管理は舗装マネジメント計画に沿ったものとは認められず、措置状況の管理として不十分である。

【解決の方向性】

道路舗装は橋梁やトンネル等の他施設と比較すると損傷の進行速度が早く、路面性状は年々低下する点を考慮し、舗装マネジメント計画に沿った舗装管理データベースの管理に移行する。

4-1. 劣化予測の考え方

道路舗装は橋梁やトンネル等の他施設と比較すると損傷の進行速度が早く、路面性状は年々低下する。そのため、ライフサイクルコストをシミュレーションする際には、点検により測定した路面性状値をある任意の年度まで予測推移させる。

点検は、毎年実施すれば損傷状況を正確に把握できる反面、点検費用が増大する。逆に、点検間隔（数年に1回）を長くすれば点検費用は抑えることはできるが、現況の路面性状値を把握することが難しい。これを解消するため、劣化予測式を用いることにより、数年先の路面性状値を予測させるものである。

出所：舗装中長期管理計画（平成30年3月 宮城県）

(4)PDCA 管理の十分性

個別施設計画では、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を継続的に実行、業務等を改善していく方針が示されている。

(2) 方針の見直し

PDCAサイクルを活用した継続的な取組みの観点から、方針の具体化状況や取組みの効果、社会経済情勢の変化等も踏まえ、当方針の対象期間満了時に当方針の内容を見直します。

(3) 個別施設計画の策定

策定済みの個別施設計画については、その内容を尊重しつつ、当方針の考え方に基づき、随時見直しを図り、整合性を保つものとします。

また、未策定の施設類型においては、下記を記載内容とする個別施設計画を早急に策定し、これに基づき戦略的な維持管理・更新等を推進します。

【個別施設計画の記載事項】

（「インフラ長寿命化基本計画（平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）」IV2より）

○ 計画期間

インフラの状態は、経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化することから、定期点検サイクル等を考慮の上、計画期間を設定し、点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新するものとする。本基本計画で示す取組を通じ、知見やノウハウの蓄積を進め、計画期間の長期化を図ることで、中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通しの精度向上を図る。

○ 対策の優先順位の考え方

個別施設の状態（劣化・損傷の状況や要因等）の他、当該施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等、対策を実施する際に考慮すべき事項を設定の上、それらに基づく優先順位の考え方を明確化する。

○ 個別施設の状態等

点検・診断によって得られた個別施設の状態について、施設毎に整理する。なお、点検・診断を未実施の施設については、点検実施時期を明記する。また、「IV. 2. ③対策の優先順位の考え方」で明らかにした事項のうち、個別施設の状態以外の事項について、必要な情報を整理する。

○ 対策内容と実施時期

「対策の優先順位の考え方」及び「個別施設の状態等」を踏まえ、次回の点検・診断や修繕・更新、さらには、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を施設毎に整理する。

- 対策費用
計画期間内に要する対策費用の概算を整理する。

出所：宮城県公共施設等総合管理方針

道路事業に係る個別施設計画の策定状況は以下のとおりである。

道路の分類	現行の個別施設計画	見直し前の個別施設計画
道路（舗装）	舗装マネジメント計画（平成 30 年 3 月）	—
トンネル	宮城県道路トンネル長寿命化計画（案） （令和 4 年 9 月）	宮城県道路トンネル維持修繕計画（平成 30 年 3 月）
橋梁	宮城県第 3 次橋梁長寿命化計画（平成 31 年 3 月）	宮城県第 2 次橋梁長寿命化計画（平成 27 年 3 月）
橋梁（横断歩道橋）	宮城県第 2 次横断歩道橋長寿命化計画（令和 4 年 3 月）	宮城県横断歩道橋長寿命化計画（平成 29 年 3 月）

出所：道路課作成資料

【現状の問題点（意見）】

個別施設計画における PDCA 管理のうち、Check（評価）、Action（改善）の実施状況が問題となる。

この点につき、県の説明によると、施設の点検結果等を踏まえた現行計画の検証・評価を行い、個別施設計画の更新時に内容の充実化を図っている、とのことである。

しかし、以下の点を考慮すると、個別施設計画における評価や改善が十分に行われているといえるか疑問である。

- 舗装マネジメント計画（平成 30 年 3 月策定）については、個別施設計画の改定が適時になされておらず、改善計画が不明確であること
- 個別検出事項「2（2）補修目標の進捗状況」に記載のとおり、宮城県第 3 次橋梁長寿命化計画（平成 31 年 3 月策定）における見積補修費が改定前比で 75%増になっているが、その主要因が不明確であること

【解決の方向性】

個別施設計画の適時更新と内容の充実化を図る。

1. 個別施設計画の策定・充実

（1）計画の更新と内容の充実

（中略）

また、個別施設計画の策定後においても、施設の点検結果や利用状況、社会情勢の変化等により、個別施設毎の対応方針も変化していくことから、対応方針の見直しを含めて、個別施設計画の定期的な更新を促進する。その際に、将来の維持管理・更新費の見通しや、費用縮減に向けた具体的な方針、優先順位の考え方など、計画内容を充実していく。

出所：「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）令和 3 年度～令和 7 年度」（令和 3 年 6 月 18 日 国土交通省）

3 契約

監査対象事業に関連する契約の状況は以下のとおりである。

■委託

(単位：件、百万円)

契約方法	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	件数	金額	落札率	件数	金額	落札率	件数	金額	落札率
一般競争入札	11	877	96.1%	11	744	94.6%	15	2,345	94.1%
指名競争入札	113	2,991	84.7%	116	3,367	87.1%	116	3,186	86.0%
随意契約	2	8	90.9%	2	17	89.5%	1	6	96.2%
計	126	3,877	85.8%	129	4,129	87.8%	132	5,538	87.0%

出所：道路課作成資料をもとに包括外部監査人が作成

(注) 金額は契約金額(税込)、落札率は予定価格に対する落札額の比率を表す。

■工事

(単位：件、百万円)

契約方法	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	件数	金額	落札率	件数	金額	落札率	件数	金額	落札率
一般競争入札	201	33,791	91.5%	191	23,700	91.6%	193	15,372	89.4%
指名競争入札	9	1,186	96.5%	14	1,078	97.2%	3	322	94.1%
随意契約	10	808	97.1%	12	684	98.9%	4	40	99.4%
計	220	35,786	91.9%	217	25,462	92.3%	200	15,735	89.7%

出所：道路課作成資料をもとに包括外部監査人が作成

(注) 金額は契約金額(税込)、落札率は予定価格に対する落札額の比率を表す。

(1) 道路照明灯台帳と電力契約の整合性

道路照明灯台帳とこれに対応する電力契約の状況(令和5年1月末現在)は以下のとおりである。

(単位：件)

土木事務所	道路照明灯		電力契約 (b)	差異 (a-b)
	基数	台帳(a)		
大河原	1,026	565	682	△117
仙台	2,598	1,387	1,659	△272
北部	1,132	825	940	△115
栗原	512	370	454	△84
東部	823	469	783	△314
登米	696	484	511	△27
気仙沼	380	333	489	△156
合計	7,167	4,433	5,518	△1,085

出所：各土木事務所作成資料

(注1) 道路照明灯台帳(a)は道路照明灯基数から同一電力契約分を集約した件数を表す。

(注2) 電力契約の件数は電気料金請求内訳書の件数を表す。

【現状の問題点（意見）】

道路照明灯台帳と電力契約の件数に差異が生じているため、当該差異の適否が問題となる。
この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- 当該差異は道路照明灯以外の電力契約（道路情報板、気象観測装置、除雪基地等）分である
- 現存しない道路照明灯に係る電力料支出の有無点検を実施しているため、現存しない道路照明灯に係る電力料支出が生じている懸念はない

しかし、道路照明灯に係る電力契約の点検結果の記録が保管されていないため、現存しない道路照明灯に係る電力料支出が生じている懸念はないといえるか疑問である。

【解決の方向性】

現存しない道路照明灯に係る電力料支出がないことを確認できるよう、道路照明灯台帳と電力契約の整合性に関する点検結果記録を保管する。

(2)1者入札

委託契約における一般競争入札の状況（令和3年度）は以下のとおりである。

委託業務件名	予定価格 (千円)	落札額 (千円)	落札率	入札参加者数	総合評価方式
米山・南方町道路管理業務委託	49,788	42,642	85.6%	3	○
牡鹿地区道路管理業務委託	67,607	66,500	98.4%	1	
女川地区道路管理業務委託	62,218	61,000	98.0%	1	
雄勝地区道路管理業務委託	52,473	52,000	99.1%	1	
北上地区道路管理業務委託	55,065	52,400	95.2%	2	
桃生地区道路管理業務委託	46,473	40,800	87.8%	1	
河南地区道路管理業務委託	36,581	31,530	86.2%	3	
東松島地区道路管理業務委託	62,132	53,200	85.6%	4	
石巻地区道路管理業務委託	70,428	69,000	98.0%	1	
気仙沼市道路管理及び除融雪業務委託	120,104	103,900	86.5%	2	○
道路・河川・砂防維持管理・除融雪（丸森地区）業務委託	322,682	318,000	98.5%	1	○
道路維持管理・除融雪（倉石岳地区）業務委託	429,677	428,000	99.6%	1	○
道路維持管理・除融雪（蔵王地区）業務委託	143,806	141,600	98.5%	1	○
道路・河川・砂防維持管理・除融雪（角田地区）業務委託	293,603	293,000	99.8%	1	○
鍋越道路管理除融雪業務委託	397,687	379,000	95.3%	1	○

出所：道路課・各土木事務所作成資料

(注1) 予定価格及び落札額は税抜金額を表す。

(注2) 全ての入札において、地域要件「県内の指定する地域に本社を有すること」の入札参加資格条件が設定されている。

県が発注する物品調達等において実施する一般競争入札の入札参加資格条件を設ける場合の原則的な基準が定められている。

1 入札等参加資格登録業者数

公正な競争の促進と透明性の向上を図る観点から、不特定多数の者が入札等の参加対象となる状況を確保するための入札等参加条件は、物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている業者数（以下「業者数」という。）が、当該物品調達等の種類又は性質において5者以上となることを原則とする。

出所：物品調達等に係る一般競争入札等の参加条件設定基準（宮城県）

【現状の問題点（意見）】

委託契約の一般競争入札において1者入札が散見されるため、入札の競争性確保が問題となる。

この点につき、県の説明によると、「物品調達等に係る一般競争入札等の参加条件設定基準」に基づき調達可能業者数が5者以上確保しているため、特に問題はない、とのことである。

しかし、毎年、1者入札が継続している事案も見受けられるため、入札参加資格条件としてあえて地域要件を設定する必要があるといえるか疑問である。

【解決の方向性】

入札の結果、1者入札となった場合は地域要件や地域維持型契約方式（複数年契約、一括発注、共同受注）の拡大を検討し、入札の競争性を確保する。

国土交通省

地域建設業に関する入札契約制度

I 地域要件

・地域の建設業者の活用により円滑・効率的な施工が期待できる工事を対象に、地域の中小・中堅建設企業の育成や経営の安定化等を図る観点から、近隣地域での工事実績や事業所の所在等を競争参加資格や指名基準とする方法

II 総合評価落札方式

・工期、機能、安全性などの価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式

【総合評価の評価項目例】

技術提案に関する項目	工期短縮、品質向上、環境の維持（騒音・振動・水質汚染など） など
施工能力等に関する項目	企業・技術者の過去の同種工事実績、工事成績 など
地域精通度・貢献度等に関する項目	災害協定の締結、災害協定に基づく活動実績 など

III 地域における社会資本の維持管理に資する方式（地域維持型契約方式）

・地域の社会資本の維持管理（災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなど）について、包括的な事業の契約単位（工種・工区・工期）としたり、地域企業による包括的な体制で実施する方式

従来の方式（業務・工事を個別に発注）

発注者

《契約期間》1か年

工区

道路維持

工区

道路除雪

工区

河川維持

（課題）

- ロットが小さく、施工が非効率
- 契約期間が長く、監理技術者の専任が負担
- オペレータ・機械が不足している地域では地域維持の担い手の確保が困難

地域維持型契約方式（複数年契約、一括発注、共同受注）

発注者

《契約期間》複数年

施工体制の包括

工区A + 工区B : 契約単位の包括(工区)

道路維持 + 道路除雪 + 河川維持 : 契約単位の包括(工種)

（期待される効果）

- ロットの大型化により、施工効率が向上
- 監理技術者の専任要件が緩和(地域維持型JVの場合)
- 人・機械の有効活用による施工体制の安定的確保

1

出所：地域の入札契約を取り巻く現状・課題（国土交通省）

(3) 予定価格の事前公表

県は全ての一般競争入札において、予定価格を事前公表している。
予定価格の事前公表の弊害について、以下のような説明がなされている。

なお、公表の時期については、令第4条第2項及び第7条第2項において個別の入札及び契約に関する事項は、契約を締結した後、遅滞なく、公表することを原則としていることを踏まえ、適切に行うこととする。
口に掲げる予定価格については、入札前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、入札の前には公表しないものとする。なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、事前公表の実施の適否について十分検討した上で、上記弊害が生じることがないように取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとする。

出所：公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定 平成23年8月9日一部変更）

2. 調査基準価格等の公表時期の見直しについて

調査基準価格及び最低制限価格については、その事前公表により、当該近傍価格へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じうること、地域の建設業の経営を巡る環境が極めて厳しい状況にあることにかんがみ、速やかに事前公表を取りやめること。

予定価格についても、その事前公表によって同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うものとする。

この際、入札前に入札関係職員から予定価格、調査基準価格又は最低制限価格を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、予定価格の作成時期を入札書の提出後とするなど、外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ又は口利き行為が発生しにくい入札契約手続や、これらの行為があった場合の記録・報告・公表の制度を導入すること等により、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底すること。

出所：ダンピング対策の更なる徹底に向けた低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等について（平成31年3月29日 総務省 国土交通省）

【現状の問題点（意見）】

個別検出事項「3（2）一者入札」に記載のとおり、委託契約の一般競争入札15件のうち落札率98%以上が8件あるため、予定価格の事前公表による弊害が生じていないかが問題となる。

この点につき、県の説明によると、予定価格の事前公表は、入札の透明性の向上、発注者受注者双方の事務効率の向上、また、予定価格に関わる不正排除にも有効なものである、とのことである。

しかし、以下の点を考慮すると、予定価格の事前公表の理由として県が挙げている事項のメリット比較が明らかではない。

- 原則とされる予定価格の事後公表でも入札の透明性は確保されることが考えられること
- 発注者受注者双方の事務効率の向上によるメリットがどの程度あるか明らかではない
- 代替的な不正排除方法の検討が十分に行われているか明らかでない

落札率 98%以上の事案が少なからず発生しているため、入札価格の高止まりという予定価格の事前公表による弊害が生じていないか懸念される。

【解決の方向性】

委託契約の一般競争入札において予定価格の事前公表による弊害が生じていないか検証する。予定価格の事前公表による弊害が認められる場合、予定価格の事後公表に見直す。

4 公有財産管理

地方公共団体では地方自治法に規定する公有財産を管理するための公有財産台帳や個別法に基づく道路台帳等の各種台帳を備えることとなっているが、固定資産台帳の整備目的について、以下のような説明がなされている。

II 固定資産台帳の整備目的

2. 固定資産台帳とは、固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有するすべての固定資産（道路、公園、学校、公民館等）について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものです。固定資産は、1年限りで費消される費用と異なり、その資産が除売却されるまで長期にわたり行政サービス等に利用されることから、会計上の価額管理を行う必要があり、統一的な基準では、その現在高は貸借対照表（償却資産は、原則として取得価額等と減価償却累計額を表示）に、その期中の増減は純資産変動計算書に表示されます。
3. 現行制度上、各地方公共団体では、「地方自治法」（昭和22年法律第67号）に規定する公有財産を管理するための公有財産台帳や個別法に基づく道路台帳等の各種台帳を備えることとなっていますが、これらの台帳は、主に数量面を中心とした財産の運用管理、現状把握を目的として備えることとされており、資産価値に係る情報の把握が前提とされていない点で固定資産台帳と異なります。また、これらの台帳を個々に備えることとなっているものの、すべての固定資産を網羅する台帳は整備することとなっていないのが現状です。（固定資産台帳と公有財産台帳の主な相違点については、「別紙1」参照）
4. 固定資産は、地方公共団体の財産の極めて大きな割合を占めるため、地方公共団体の財政状況を正しく把握するためには、正確な固定資産に係る情報が不可欠です。
5. 今後、すべての地方公共団体に適用する統一的な基準による財務書類等の作成にあたっては、自団体の資産の状況を正しく把握することや、他団体との比較可能性を確保することが重要になることから、各地方公共団体の財政状況を表す財務書類の作成に必要な情報を備えた補助簿として固定資産台帳を整備する必要があります。また、将来世代と現世代の負担公平性に関する情報や施設別・事業別等のセグメント別の財務情報をあわせて示すこと等により、個別の行政評価や予算編成、公共施設の老朽化対策等に係る資産管理等といった活用につなげるためにも、同台帳の整備は重要であり、民間事業者によるPPP/PFI事業への参入促進にもつながると考えられます。上記の観点等から、固定資産台帳については、公表を前提とすることとします。
6. さらに、固定資産台帳は、総務省が策定を要請している「公共施設等総合管理計画」に関連して、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出することや、公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を充実・精緻化することに活用することも考えられます。
7. このように、固定資産台帳は、整備することが目的ではなく、整備後の同台帳の活用を念頭に置いて、整備を進めていくことが重要となります。
8. また、前述のとおり現行制度における各種台帳については、その目的や構造等において固定資産台帳と相違点も多いですが、将来的には一体的な管理を行えることが効率的な資産管理という観点からも望ましいため、既存の各種台帳から可能な限りデータを取得した上で、将来的な一元化を見据えた固定資産台帳として整備することも考えられます。

出所：資産評価及び固定資産台帳整備の手引き（平成26年9月30日 総務省）

(1) 関連台帳間の記録の整合性

今回の包括外部監査では、関連台帳間の記録を照合可能な項目の中から任意で2項目をサンプル抽出し、台帳記録の正確性を検討した。サンプル抽出した2項目に係る台帳記録の状況（令和3年度末）は以下のとおりである。

	建物（面積㎡）	道路（延長 m）
公有財産台帳	147.25	
固定資産台帳	147.25	2,113,036
道路台帳		2,121,861
台帳間の差異	-	△8,825

出所：道路課作成資料

【現状の問題点（指摘）】

関連台帳間の記録に差異が生じているため、関連台帳の記録の適切性が問題となる。

この点につき、県の説明によると、固定資産台帳の建物（面積）については公有財産台帳では工作物（数量）で管理されているものが一部含まれており、また、固定資産台帳の道路（延長）については196路線のうち79路線が道路台帳と異なる延長となっており、関連台帳間で差異が生じていることが確認されたが、原因は不明である、とのことである。

関連台帳間で生じている差異内容が不明であるため、関連台帳の記録の正確性が確保されているといえるか疑問である。

【解決の方向性】

関連台帳間の記録の照合を定期的 to 実施し、台帳間の差異内容を適時に把握することにより、台帳記録の正確性を検証する。

II インフラ老朽化対策と県民への説明責任

1 宮城県公共施設等総合管理方針

統一的な基準による地方公会計において、有形固定資産は事業用資産とインフラ資産に大別されるが、県は事業用資産を大きく上回るインフラ資産を保有している。

(単位：百万円)

		前年度末 残高 (A)	本年度 増加額 (B)	本年度 減少額 (C)	本年度末残高 (A)+(B)-(C) (D)	本年度末 減価償却 累計額 (E)	本年度 償却額 (F)	差引本年度 末残高 (D)-(E)
事業用 資産	土地	186,020	7,000	1,230	191,790			191,790
	建物	607,120	16,750	3,508	620,362	365,778	13,103	254,584
	工作物	40,115	690	203	40,603	25,463	1,157	15,140
	計	833,255	24,440	4,941	852,755	391,241	14,260	461,514
インフラ 資産	土地	345,017	4,147	582	348,583			348,583
	建物	95,273	1,511	658	96,127	47,114	2,303	49,013
	工作物	1,904,046	74,391	10,849	1,967,588	959,667	39,246	1,007,921
	計	2,344,336	80,049	12,089	2,412,298	1,006,781	41,549	1,405,517

出所：全体附属明細書（令和3年度）をもとに包括外部監査人が作成

一方、宮城県公共施設等総合管理方針における社会基盤施設の更新等費用推計額（年平均）は、公用・公共用施設を下回っている。

	更新等費用推計額	年平均
公用・公共用施設	11,833 億円（2021年度から40年間）	296 億円
社会基盤施設	1,911 億円（2021年度から10年間）	191 億円

出所：宮城県公共施設等総合管理方針（令和4年11月一部改訂 宮城県）

このうち、社会基盤施設（インフラ資産）に係る更新等費用の内訳は以下のとおりである。

(単位：百万円)

	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
道路	7,949	7,805	7,871	7,003	7,067	6,004	6,004	6,004	6,004	6,000
交通安全施設	1,214	1,269	1,341	1,371	1,205	1,234	1,034	1,134	1,398	1,520
河川・ダム	1,297	1,427	1,616	1,661	1,703	1,070	1,050	1,064	1,057	1,074
河川海岸	83	26	26	26	26	26	26	26	26	26
港湾海岸	0	33	30	30	30	30	30	30	20	17
漁港海岸	0	0	0	0	253	253	253	253	253	253
農地海岸	20	17	17	17	17	17	17	17	17	17
港湾	589	107	491	227	152	0	0	0	32	512
漁港	1,590	1,052	1,489	900	970	1,154	778	620	767	662
砂防施設	512	1,471	770	770	770	566	566	566	566	566
治山施設	40	67	178	37	116	103	103	103	103	103
林道	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業水利施設	926	860	1,403	2,129	2,999	3,517	3,007	3,141	2,279	2,168
都市公園	82	407	396	389	400	397	400	395	396	397
空港・鉄道	1	2	2	4	1	2	21	1	2	2
下水道	2,156	3,512	3,520	3,556	4,092	3,881	3,812	3,808	3,994	3,874

	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
水道	2,778	497	361	372	536	1,020	1,762	1,726	1,951	1,941
工業用水道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会基盤施設合計	19,246	18,551	19,511	18,492	20,336	19,274	18,863	18,888	18,865	19,132

出所：管財課作成資料

道路は社会基盤施設全体の3～4割を占めているが、更新等費用の内訳は以下のとおりであり、維持管理費等のみで更新費は見込まれていない。

(単位：百万円)

			2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
道路	舗装	維持管理費	4,713	4,800	4,800	4,000	4,000	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	
		更新費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		予防保全費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	トンネル	維持管理費	172	273	315	272	312	210	210	210	210	216	
		更新費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		予防保全費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	橋梁	維持管理費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		更新費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		予防保全費	2,901	2,515	2,515	2,515	2,515	2,515	2,515	2,515	2,515	2,515	
	道路附属物(横断歩道)		138	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56
道路附属物(横断歩道除く)		25	161	185	160	183	123	123	123	123	123	113	
合計		7,949	7,805	7,871	7,003	7,067	6,004	6,004	6,004	6,004	6,004	6,000	
社会基盤施設全体	維持管理費	7,764	8,513	8,508	8,315	9,343	8,611	8,100	8,228	7,360	7,272		
	更新費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	予防保全費	2,901	2,515	2,515	2,515	2,515	2,515	2,515	2,515	2,515	2,515		
	合計	19,246	18,551	19,511	18,492	20,336	19,274	18,863	18,888	18,865	19,132		

出所：管財課作成資料

以上の推計等を踏まえ、県の現状や課題に関する基本認識について、以下の説明がなされている。

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 基本方針

第2章で見てきたとおり、本県ではこれまで多くの公共施設等を建設、管理してきましたが、県民人口は、少子高齢化や人口減少の進行に伴い、令和2年度から令和7年度までの5年間で223万人まで約3%減少し、それ以降も減少が見込まれていることから、公共施設等の利用需要の変化が予想されます。

また、施設は老朽化が進行し、今後の更新等費用推計によれば、公用・公共用施設、社会基盤施設ともに現在の予算規模を上回る費用が必要と試算されており、本県の財政運営にも重要な影響を及ぼすことが懸念されます。

今後も引き続き、県民生活や県経済を支えていくためには、厳しい財政状況の中においても、県庁舎等整備基金の活用などにより必要な財源を確保するとともに、公共施設等の選択と集中の徹底を図りながら、効果的かつ効率的な施設管理を計画的に進めていくことが必要となります。

出所：宮城県公共施設等総合管理方針（令和4年11月一部改訂 宮城県）

国の指針では、公共施設等総合管理計画の記載事項について、以下の説明がなされている。

第一 総合管理計画に記載すべき事項

以下の項目について所要の検討を行い、その検討結果を公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）に記載すること。

一 公共施設等の現況及び将来の見通し

以下の項目をはじめ、公共施設等及び当該団体を取り巻く現状や将来にわたる見通し・課題を客観的に把握・分析し、記載すること。なお、これらの把握・分析は、公共施設等全体を対象とするとともに、その期間は、できるかぎり長期間であることが望ましいこと。(3)の中長期的な経費の見込みは、30年程度以上の期間について、普通会計と公営事業会計、建築物とインフラ施設を区分し、維持管理・修繕、改修及び更新等（以下「維持管理・更新等」という。）の経費区分ごとに記載することが望ましいが、少なくとも10年程度の期間について記載すること。

- (1) 公共施設等の状況（施設保有量とその推移、老朽化の状況、有形固定資産減価償却率の推移及び利用状況）及び過去に行った対策の実績
- (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し
- (3) 公共施設等の現在要している維持管理経費、維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み（施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み、長寿命化対策を反映した場合の見込み及び対策の効果額）及びこれらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等

二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

上記「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえ、以下の項目など公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めること。

(中略)

(3) 現状や課題に関する基本認識

当該団体としての現状や課題に対する認識（充当可能な財源の見込み等を踏まえ、公共施設等の維持管理・更新等がどの程度可能な状況にあるか、総人口や年代別人口についての今後の見通しを踏まえた利用需要を考えた場合、公共施設等の数量等が適正規模にあるかなど）を記載すること。

(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

今後当該団体として、更新・統廃合・長寿命化など、どのように公共施設等を管理していくかについて、現状や課題に対する認識を踏まえた基本的な考え方を記載すること。また、将来的なまちづくりの視点から検討を行うとともに、PPP/PFIの活用などの考え方について記載することが望ましいこと。

具体的には、以下の事項について考え方を記載すること。

(中略)

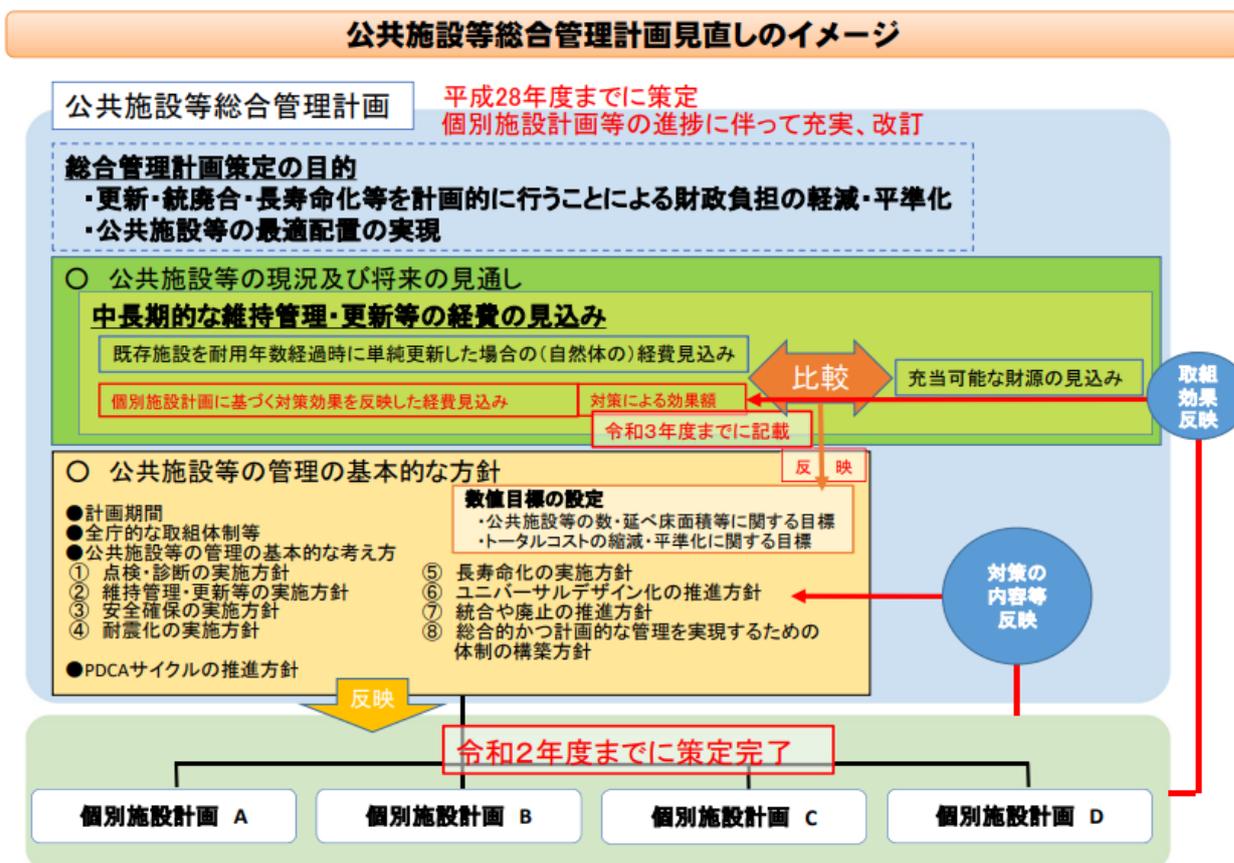
⑨ 数値目標

計画期間における公共施設の数・延べ床面積等に関する目標、トータルコストの縮減・平準化に関する目標等について、数値目標を記載することが望ましいこと。

出所：公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針（令和5年10月10日改訂 総務省）

2 現状の問題認識

公共施設等総合管理計画では、中長期的な維持管理・更新等の経費の見込みと充当可能な財源の見込みを比較し、公共施設等の管理の基本的な方針や個別施設計画に反映することとされている。



出所：公共施設等総合管理計画の見直しに関すること（令和3年5月 総務省自治財政局財務調査課）

宮城県公共施設等総合管理方針では、以下のように財源の確保方針が示されているが、インフラ資産に係る財源の確保方針は示されていない。

(10) 財源の確保方針

社会保障関係経費の逦増や東日本大震災からの復旧・復興への対応など、厳しい財政状況の中ではあるものの、必要となる修繕・更新のための財源の確保については計画的に対応していく必要があります。

本方針の実効性を確保するため、中長期の事業量等の整理を踏まえ今後も適切な予算規模を確保するとともに、今後の財政状況を踏まえ、可能な限り、所要見込額について県庁舎等整備基金など各種基金への積立てを行うこととしています。

なお、令和4年度から令和13年度までの10年間に更新等の必要がある庁舎等の一部については、修繕・更新に要する想定事業費（実質負担額）を約560億円と算出し、平成26年度から、関係する基金へ所要見込額の一部を積み立てています。

表 3 - 1 想定事業費と基金残高

施設の種別	県庁舎等	文化施設	スポーツ施設	合計
想定事業費	368 億円	75 億円	117 億円	560 億円
積立基金の名称	県庁舎等整備基金	文化振興基金	スポーツ振興基金	
令和 3 年度基金残高	153 億円	81 億円	46 億円	280 億円

出所：宮城県公共施設等総合管理方針（令和 4 年 11 月一部改訂 宮城県）

この点につき、県の説明によると、インフラ資産の更新等費用の財源については、施設により国庫補助の条件等の考え方が異なっており、インフラ資産全体を総括した記述が困難な点を考慮し、インフラ資産に係る財源の確保方針は明記していない、とのことである。

また、個別施設計画に係る個別検出事項を包括外部監査人の視点で整理すると以下のとおりである。

PDCA 区分	個別検出事項	個別施設計画		
		道路(舗装)	トンネル	橋梁
Plan (計画)	コスト縮減効果の過大評価の懸念 (注)			●
Do (実行)	点検	新技術等の活用による効率化の余地 (注)	●	●
	診断	2 (1) 診断の判定区分		●
	措置	2 (2) 補修目標の進捗状況		●
	記録	2 (3) 措置状況管理の十分性	●	
システム化による管理業務の合理化 の余地 (注)		●	●	
Check (評価)	2 (4) PDCA 管理の十分性	●		●
Action (改善)		●		

(注) 令和 4 年度包括外部監査の結果報告書に記載されている個別検出事項を表す

インフラ資産の更新等費用に係る充当可能な財源の検証が明らかでない点を考慮すると、現行の個別施設計画ではインフラ老朽化対策の効果額が不十分で、解決に向けた取組の必要性に迫られるリスクが懸念される。

3 県が取り組むべき課題

宮城県行財政運営・改革方針（第1期）の中では、具体的取組の1つに「宮城県公共施設等総合管理方針」の進捗管理」が掲げられている。

1 財政基盤と組織体制の強化					
テーマ	財政基盤の強化				
具体的取組	「宮城県公共施設等総合管理方針」の進捗管理				
現状と課題	<p>県では、これまで多くの公共施設等（公用・公共用施設、社会基盤施設）を建設、管理してきましたが、少子高齢化や人口減少により利用需要の変化が予想されるとともに、老朽化に伴う改修・更新等により財政運営への影響も懸念されており、一層の計画的な管理が必要となります。</p> <p>このため、県では今後10年間における公共施設等の管理の基本方針として「宮城県公共施設等総合管理方針」を平成28年7月に策定しました。それに基づき各施設所管部局が策定した個別施設計画を令和3年度にとりまとめることとしており、今後それらの活用方策が求められます。</p>				
目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全・安心の確保 2 施設の維持管理費用の低減・平準化 3 施設総量の適正化 				
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 コストや機能性優先のあまり、施設の老朽化等に起因した事故等が生じないように、また、耐震化を含めた災害への対応も考慮し、施設の安全・安心の確保を図っていきます。 2 予め計画的な修繕等を行う「予防保全」による施設の長寿命化及びライフサイクルコストの低減・平準化を図っていきます。 3 施設の新規建設に当たっては、行政サービスの提供と施設の関係性・必要性等について、長期的・総合的な観点から十分な検討を行うとともに、既存の施設についても施設の積極的な統廃合を進めるなど、県施設全体での施設総量の最適化を図っていきます。 				
指標	-				
進行管理	実施予定年度				
	内容	検討	計画	実施	効果検証
	1			R3～R6	(R7)
	2			R3～R6	(R7)
3			R3～R6	(R7)	

出所：「宮城県行財政運営・改革方針（第1期）具体的取組」（令和3年3月 令和4年4月1日一部改正）

当該具体的取組に係る指標は設定されていないが、令和4年度の実施状況として以下の報告がなされている。

柱Ⅰ 財政基盤と組織体制の強化

テーマ1 財政基盤の強化

具体的取組④ 「宮城県公共施設等総合管理方針」の進捗管理

公共施設等総合管理方針の改訂と個別施設計画の策定

公共施設等総合管理方針（以下「方針」という。）を直近の社会経済環境に沿った実効性のあるものとしていくため、県・公共施設等を取り巻く現状や将来にわたる見通し・課題を踏まえ、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費や充当可能な基金等の財源の見込み、脱炭素化等に向けた推進方針を明らかにするなど、現在の社会課題に対応した内容に見直しました。また、方針に則った個別施設計画（個別施設毎の長寿命化計画）が未策定の施設があるため、庁内連絡会議の場での説明や施設所管課への個別相談など積極的な働きかけを行い、個別施設計画の策定を推進しました。

【個別施設計画の策定】

未策定83施設中、75施設で計画案を策定

個別施設計画策定状況 (R5.3.31現在)

◎は無策定、●は一部施設で策定済み、○は対象施設を策定済み

大分類	中分類	小分類	策定状況
公用施設	庁舎	合同庁舎	◎
		単独庁舎	●
	試験研究教育施設	試験研究施設	●
		研修教育施設	●
	警察施設	警察署	◎
		交番	◎
		駐在所	◎
		連絡所	◎
		執行部	◎
	福寿住宅	加齢対応福寿住宅	●
		新築福寿住宅	◎
		更新福寿住宅	◎
	防災関係施設	防災備付倉庫	●
		防災無線施設	●
	講演用定施設	大気汚染測定定施設	◎
放射線測定定施設		◎	
その他公用施設	用途廃止施設	◎	
公共用施設	文化・社会教育施設	図書館	◎
		博物館	●
		文化会館	◎
	スポーツ施設	複合スポーツ施設	◎
		単体競技施設	◎
	自然レクリエーション施設	自然公園等	●
		森林施設等	◎
		自然の恵	◎
	産業振興施設	産業振興施設	◎
		健康福祉施設	●
	社会福祉施設	児童福祉施設	●
		児童福祉施設	●
	学校	高等学校	●
		特別支援学校	◎
		高等職業学校	◎
		高等技術専門学校	◎
		大学校	●
	公営住宅	公営住宅	◎
高齢者施設センター		◎	
その他公共用施設	その他公共用施設	●	
	用途廃止施設	●	
地方独立行政法人施設	大学	◎	
	病院	◎	
	こども園	◎	

参考：宮城県公共施設等総合管理方針（管財課 HP）

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kanzai/sougoukanrihoushin.html>

取組のポイント

方針の改訂に当たっては、施設所管課や財政課等、多くの関係課の共通認識と相互理解のもとで進めていくことが重要でしたので、改訂作業を行う担当者間で密接に連絡調整し、丁寧な庁内調整・指導に努めました。また、個別施設計画の策定促進については、庁内連絡会議を通じて計画策定の意義やメリット等を分かりやすく施設所管課に説明し、必要性等の理解促進に努めました。

実施効果

個別施設計画の整備が進んだことにより、県の公共施設等の個々の状態（劣化・損傷の状況や要因等）や役割、機能、利用状況、重要性等が明らかとなり、施設の修繕・更新や機能転換、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等、今後必要となる対策について長期的・総合的・計画的な観点での検討が可能となりました。

課題・今後の取組

個別施設計画が未策定である8施設については、引き続き、早期策定に向けた取組を進めていく必要があります。また、中長期計画に基づく適切な予算規模を確保していくとともに、将来、発生が見込まれる所要額を県庁舎等整備基金などの基金へ着実に積立てていく必要があります。方針に基づく取組を全庁的に推進していくため、公有財産調整会議を適宜開催し、個別施設計画の策定状況や計画内容について情報共有を図るとともに、課題の整理や解決方策の検討を行います。

外部評価

- ✓ 管理方針について、現在の社会課題に対応した内容に見直すなど長期的・計画的な観点での検討ができています。未策定の施設についても引き続き進めてほしい。
- ✓ 人口減少で公共施設利用需要が減少傾向にあるが、ユニバーサルデザイン採用等で利用しやすい施設にすることと、老朽化等の安全確保のための基金積立てや予防保全対策を行うべきと史料する。
- ✓ 県民に必要な施設を長期的に維持管理するために、求められている施設などの県民ニーズを把握してほしい。
- ✓ ファシリティマネジメントの導入、職員の FM 資格取得推奨などの対応による施設管理の改善を望む。
- ✓ 個別施設計画が未策定である施設が可視化された点は評価できる。ただなぜ策定ができないのかの分析も示した方がよい。

出所：宮城県行財政運営・改革方針 第1期：令和4年度実施状況報告書（令和5年8月宮城県）

「2 現状の問題認識」を踏まえると、県はインフラ老朽化対策に関する定量的な目標設定と効果検証に取り組み、県民への説明責任を果たす必要があると考える。

三 数値目標の設定とPDCAサイクルの確立

総合管理計画の策定・改訂に当たっては、総合管理計画がまちづくりや住民に提供する行政サービスにも影響を及ぼすものであることから、計画の実効性を確保するため、計画期間における公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標やトータルコストの縮減・平準化に関する目標などについて、できるかぎり数値目標を設定するなど、目標の定量化に努めること。なお、数値目標は特定の分野のみを対象とすることなく、公共施設等の全体を対象とすることが望ましいこと。

さらに、計画期間内の一定の期間で定めたPDCAサイクルの期間ごとに、設定した数値目標に照らして取組を評価し、総合管理計画の改訂につなげていくなど、PDCAサイクルの確立に努めること。

出所：公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針（令和4年4月1日改訂 総務省）

添付資料 1. 推進事業一覧シート

施策名	推進事業名	担当課室	決算額(千円)	事業概要及び実績
時代に対応した宮城・東北の価値を高める産業基盤の整備・活用	交通安全施設等整備事業	道路課	1,501,028	<p>事業概要 歩道整備や交差点改良等</p> <p>事業実績 交通安全プログラムなどに基づき31箇所の歩道整備や交差点改良等を実施し、快適な歩行空間を整備し児童等の安全確保が図られた。</p>
	道路改築事業	道路課	20,451,234	<p>事業概要 道路拡幅やバイパス整備等</p> <p>事業実績 18箇所の道路整備が完了したことで、社会資本の骨格として、災害に強く、富県躍進や地域生活を支える道づくり等が推進された。</p>
	雪寒事業	道路課	149,824	<p>事業概要 雪崩対策や消雪施設整備等</p> <p>事業実績 雪崩発生リスクの高い2箇所の雪崩対策及び老朽化した2箇所の消雪施設修繕を実施し、冬期間交通の安全性向上につながった。</p>
大規模化・多様化する災害への対策の強化	災害防除事業	道路課	1,022,638	<p>事業概要 落石等の危険個所の法面对策等</p> <p>事業実績 落石等の危険箇所(24箇所)の法面对策等を実施し、道路利用者の安全性向上につながった。</p>
	橋梁長寿命化事業	道路課	3,418,996	<p>事業概要 橋梁長寿命化計画による橋梁補修</p> <p>事業実績 長寿命化計画に基づき54箇所の橋梁補修を完了させることで、橋梁の急速な老朽化に対応するとともに、長期に渡る道路施設の機能発揮につながった。</p>
	橋梁耐震化事業	道路課	2,987,433	<p>事業概要 主要幹線道路等の橋梁耐震化</p> <p>事業実績 橋梁耐震化計画に基づき9箇所の橋梁耐震化を完了させることで、大規模地震時における主要幹線道路の安全確保や避難路の確保につながった。</p>
生活を支える社会資本の整備、維持・管理体制の充実	トンネル長寿命化事業	道路課	318,412	<p>事業概要 トンネル長寿命化計画によるトンネル補修</p> <p>事業実績 長寿命化計画に基づき7箇所の補修を実施し、トンネルの急速な老朽化に対応するとともに、長期に渡る道路施設の機能発揮につながった。</p>
合計			29,849,565	

出所：新・宮城の将来ビジョン 成果と評価（令和4年9月 宮城県）

添付資料 2. 社会資本総合整備計画

	計画の名称	計画期間	交付対象	全体事業費 (百万円)	計画の成果指標	最終目標値
1	宮城県における地域間アクセスの強化・円滑化・安心安全性を向上化する社会資本整備(社総交)	R2～6	県・市町村	39,385	地域拠点等へのアクセス時間短縮率	23%
					円滑な交通空間確保による区間旅行速度向上率	36%
2	県北地域における地域間アクセスの強化・円滑化・安心安全性を向上化する社会資本整備(社総交)	H27～31	県・市町村	19,598	地域拠点等へのアクセス時間短縮率	33.50%
					円滑な交通空間確保による区間旅行速度向上率	63.70%
3	冬季交通の安全で快適な道路環境を確保する社会資本整備(社総交)	R2～6	県	3,420	安全・安心な冬季交通の確保	100%
12	東日本大震災からの復興に向けた社会資本整備(復興基本方針関連(復興))	H28～R2	県・市町村	113,599	県土復興における津波防災道路網の達成率	100%
					県土における地震対策済み重要路線確保率	100%
13	県内における橋梁等の長寿命化を図ることにより安全な生活環境を支える社会資本整備(防災・安全)	H27～31	県・市町村	31,259	橋梁修繕の完了率	73%
					道路定期点検の完了率	100%
16	宮城県内のICアクセス・駅・医療機関・工業団地等へのアクセス強化を図ることにより安全・安心な生活環境を支える社会資本整備(社総交)	H29～R3	県・市町村	6,561	ICアクセス整備率	0%
					工業団地アクセス整備率	100%
17	宮城県内の重要物流道路の脆弱区間の代替路や災害拠点への補完路等の強化、災害時などにおける地域の交通・物流等を支える道路整備を図り、強靱な県土づくりを推進する社会資本整備(社総交)	R2～6	県	7,624	道路機能強化等整備率	100%
18	宮城県内における通学路の安全性を確保する社会資本整備(防災・安全)	H29～R3	県・市町村	13,982	要対策箇所整備率	87%
19	宮城県の発展と活力に満ちた飛躍を支える社会資本整備(防災・安全)	R2～6	県・市町村	49,522	車両の快適な走行空間を確保する舗装補修完了率	96%
					安全・安心な歩行空間の確保率	89%
					安心・安全な冬季交通の確保	100%
20	大規模自然災害等に備えた宮城県全域にわたる強靱な県土づくりを推進する社会資本整備(防災・安全)	R2～6	県・市町村	22,614	道路施設強靱化に資する道路整備率	100%
22	宮城県の都市の発展を支える交通の円滑化・安心安全を向上化する社会資本整備	H31～R5	県・市町村	8,740	地域拠点等へのアクセス時間短縮率	12%

出所：道路課作成資料をもとに包括外部監査人が作成

添付資料 3. 公共施設等総合管理計画

3 社会基盤施設

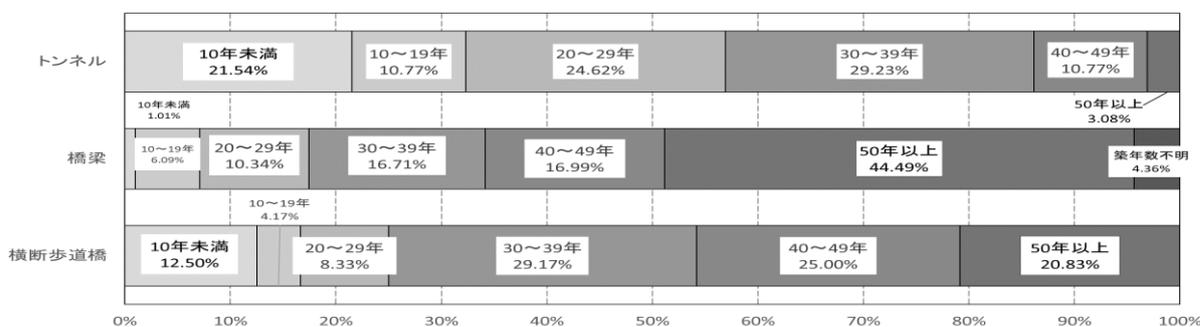
(1) 道路

① 現状及び課題

表4-16-1 道路の施設量等の推移

小分類	H29.3.31現在		H30.3.31現在		H31.3.31現在		R2.3.31現在		R3.3.31現在	
	施設量	有形固定資産 減価償却率								
道路	221路線 2,704.9km	44.7%	221路線 2,712.5km	46.0%	208路線 2,727.1km	46.2%	208路線 2,727.1km	46.2%	209路線 2,727.1km	45.6%
橋梁	1,756橋	55.8%	1,756橋	55.9%	1,789橋	56.8%	1,789橋	54.6%	1,789橋	55.4%
トンネル	56箇所 22.3km	26.9%	59箇所 22.7km	28.3%	65箇所 25.3km	29.6%	65箇所 25.3km	25.4%	65箇所 25.0km	26.8%
道路附属物（横断歩道橋）	24橋	0.0%	24橋	2.3%	24橋	4.6%	24橋	1.0%	24橋	3.3%
道路附属物（横断歩道橋除く）	33箇所	41.6%	34箇所	44.3%	38箇所	35.1%	38箇所	34.7%	38箇所	37.6%

図4-16-1 道路の築年数割合（令和3年3月31日現在）



データ出典：固定資産台帳（平成28年度～令和2年度），施設実態照会（令和4年5月 管財課）
（以下図4-30-1（P87）まで同様）

道路の主な管理施設については、舗装、トンネル、橋梁があります。舗装施設については、舗装マネジメント計画（平成30年策定）に基づき、交通量区分や劣化状況に応じた補修方法により、補修・更新を行っており、震災以降、復旧・復興関係車両の増加に伴い、路面損傷が進行していることから、補修費を震災前の1.5～2倍に増額し、対応しています。

また、現在、路面状態（ひび割れやわだちぼれ量等）の調査を毎年実施しており、蓄積されたデータを基に、劣化予測式による今後必要となる補修費の算出や舗装マネジメント計画の見直しを行うなど、計画的かつ効率的な舗装補修を進めていくこととしています。

トンネルについては、1980年代に整備を行った施設が多く、約4割が築後30年以上を経過しており、10年後にはその割合が約6割まで増加する見込みとなっております。老朽化が進行することにより、今後維持管理費の増加が見込まれます。これまでの取組として、平成30年3月に「宮城県道路トンネル維持修繕計画」を策定し、計画的な維持・修繕に努めています。

橋梁の高齢化状況については、完成後50年を超える高齢化橋梁の割合は約4割、10年後には約6割と多くの橋梁が高齢化を迎えることとなります。橋梁定期点検結果に基づき、補修を軸に維持管理を行います。

橋梁の維持修繕に要する経費については、予防保全型の維持管理を実施した場合の今後20年間の事業費は約280億円であり、事後保全（対処療法）型の維持管理より、約874億円（△76%）の維持修繕費用の縮減が見込まれます。

【トンネル】



国道108号
荒雄湖トンネル
(大崎市)

【橋梁】



国道113号
丸森大橋
(丸森町)

② 管理に関する基本的な考え方

点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検等の義務化の対象となる橋梁、トンネル、シェッド・大型カルバート、横断歩道橋及び門型標識等を対象施設とし、国が策定した基準等に基づき、5年に1回の頻度で、近接目視による定期点検を実施し、健全度を診断します。 ○ 他の施設については、施設の特徴や状況に応じた適切な点検方法を検討し実施します。 ○ 道路パトロール等の日常点検により道路施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録し、健全度を確認します。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 策定済みの「宮城県橋梁長寿命化計画」「宮城県横断歩道橋長寿命化計画」「宮城県トンネル維持修繕計画」「舗装マネジメント計画」に加え、策定予定の「道路附属物管理計画」に基づき、計画的かつ効率的に道路施設を保全・更新します。 ○ 点検の結果、損傷の度合いを考慮し、優先順位を決定し、修繕を実施します。 ○ なお、毎年実施する定期点検結果を踏まえて、随時個別施設計画を見直していきます。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ パトロールや点検により管理施設の損傷状況を把握し、路線の重要度、第三者への被害が大きい箇所等から優先順位を付け、修繕工事を行うことで安全確保を図ります。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路の重要構造物である橋梁において、阪神淡路大震災以前の基準（H8道示前）で建設された緊急輸送道路上の耐震化を優先的に進めます。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 橋梁や横断歩道橋、トンネル、舗装については、策定済みの長寿命化計画に基づき、予防保全型の維持管理を実施します。道路附属物については、令和5年度までに長寿命化計画を策定します。 ○ 実施に当たっては、橋梁、トンネル等点検の義務化対象施設はもとより、舗装などについても定期点検の実施と、個別施設計画の策定を行い、予防保全型を基本とした維持管理を実施します。なお、点検結果に基づき、損傷が激しく、供用年数が長い施設を優先します。 ○ 建設、改修、補修時における関係図書等を一元的に管理、蓄積し情報共有を図るとともに、点検結果や補修履歴などから長寿命化対策を立案・実施します。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。
脱炭素化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。
総量適正化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設等の利用状況や社会経済情勢の変化を踏まえ、必要性が認められる施設については、質的向上、機能移転や複合化・集約化を図ります。 ○ 供用を廃止した施設については、安全確保の観点から撤去を推進します。
体制の構築方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在実施している道路メンテナンス会議を通じて、国、市町村と連携を図るとともに、担当者会議やストックマネジメント研修を継続的に実施し、更なる情報共有や知識・技術のレベルアップを図ります。

出所：宮城県公共施設等総合管理方針（令和4年11月一部改訂 宮城県）